もりよし荘居宅介護支援事業所運営規定（抜粋）

（目的）

第１条　社会福祉法人交楽会介護老人保健施設もりよし荘が運営する。もりよし荘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所の適性な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条 居宅介護支援事業所は、その利用者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療・福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

２事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏りがないよう、公正中立に行うものとする。

３事業所の職員は、事業の運営に当っては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（職員の員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　１名（常勤　介護支援専門員との兼務))

事業所の管理及び業務の管理を一元的に行い、自らも介護支援専門員業務にあたる。

(2) 介護支援専門員　１名以上（管理者を含む）

第２条の運営方針に基づき居宅介護支援業務にあたる。

２事業所の職員の勤務体制は社会福祉法人交楽会の定める就業規則による。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日　月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日、1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。

営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。但し、電話等により 24 時間常時連絡可能な体制とする。

（サービス提供方法及び内容）

第６条　事業所のサービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

① 利用者及び家族への相談援助。
② 居宅サービス計画の作成。
③ サービス担当者会議の開催。
④ サービス提供事業者等との連携・調整。
⑤ 居宅サービス計画の継続的な管理及び再評価。
⑥ 要介護認定の申請代行。
⑦ 要介護認定に係る訪問調査。
⑧ 地域包括支援センターから委託された介護予防支援業務。
⑨ その他必要とされるサービス提供。

（通常の事業の実施区域）

第７条　通常の事業の実施区域は北秋田市内、上小阿仁村とする。

（利用料、その他の費用の額）

第８条　居宅介護サービス計画作成費について利用者の負担額は無料とする。但し、当該サービスが、利用者の保険料の滞納等により法定代理受領サービスに該当しないときは、厚生労働大臣が定めるサービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める額とする。

（秘密保持）

第 10 条　事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する目的のため必要な措置を講ずる。

２職員は在職中はもとより、その職を退いた後も正当な理由なくその秘密を漏らしてはならない。

（利益収受の禁止）

第 11 条　事業所及び事業所の職員は、特定のサービス事業所等によるサービスを利用させることの代償として、当該サービス事業所等からの金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第 12 条　利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及び家族への説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 15 条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならない。

２非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

３訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第 17 条　感染症が発生し、又は蔓延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

(3)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（虐待の防止等）

第 18 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

２虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３事業所の従事者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

４サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメントの防止）

第 19 条　事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための規定を定め、必要な措置を講ずるものとする。